



長野県報

8月6日(月)
平成30年
(2018年)
第2997号

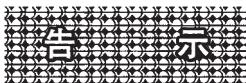
目 次

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	1
解除予定保安林にする旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	1
地方自治法施行令に基づく県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務の委託（建築住宅課公営住宅室）	2

公 告

警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	2
特定調達契約に係る一般競争入札（警備第二課）	3
長野県労働委員会あっせん員候補者（労働委員会事務局）	5
正 誤（道路管理課）（2件）	6



長野県告示第480号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年8月6日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 若槻ホーム	若槻ホーム別館 短期入所生活介護	長野市上野1丁目1462-1	平成30年8月1日

（登録特定行為事業者 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 若槻ホーム	若槻ホーム別館	長野市上野1丁目1462-1	平成30年8月1日

介護支援課

長野県告示第481号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年8月6日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字大村字女鳥羽山674の1・676の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推

進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第482号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年8月6日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

松本市大字惣社字雁金636の1・大字大村字女鳥羽山674の1・676の1・676の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推

進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第483号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年8月6日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

上高井郡高山村大字奥山田字山田入3681の604、3681の605

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第484号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅を退去した者の家賃、駐車場使用料及び県営住宅目的外使用料の収納の事務を次のとおり委託しました。

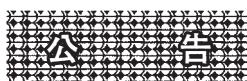
平成30年8月6日

長野県知事 阿部守一

受託者

氏名	住所	委託期間
ニッテレ債権回収株式会社	東京都港区芝浦三丁目16番20号	平成30年7月1日から 平成30年8月31日まで

建築住宅課公営住宅室

**公告**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成30年8月6日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
交通誘導警備業務（1級）	平成30年11月18日（日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分及び科目

区分	科目
学科試験	(1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関する事項。 (3) 車両等の誘導に関する事項。 (4) 交通誘導警備業務の管理に関する事項。 (5) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。
実技試験	(1) 車両等の誘導に関する事項。 (2) 交通誘導警備業務の管理に関する事項。 (3) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事項。

（注）学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している